

# チェコ共和国

## 意匠法

2000年6月21日法律第207号

2000年10月1日施行

### 目次

- 第1部 工業意匠の保護
- 第1章 工業意匠の保護
- 第1条
- 第2条 定義
- 第3条 保護の条件
- 第4条 新規性
- 第5条 固有の特性
- 第6条 開示
- 第7条 技術的機能から要求される工業意匠，相互接続物品の工業意匠
- 第8条 公序良俗又は道徳原則との抵触
- 第9条
- 第10条 保護の範囲
- 第11条 保護の開始と保護期間
- 第11章 工業意匠についての権利
- 第12条 工業意匠を受ける権利
- 第13条 従業者工業意匠
- 第14条
- 第15条 工業意匠を受ける権利に関する紛争
- 第16条 保護の剥奪と登録変更
- 第17条 意匠権に関する紛争における判決の効果
- 第18条
- 第111章 工業意匠登録の効果
- 第19条 意匠権登録によって与えられる権利
- 第20条 権利の侵害，侵害の虞
- 第21条 情報を求める権利
- 第22条
- 第23条 意匠権登録により与えられる権利の制限
- 第24条 権利の消尽
- 第25条 先使用者の権利
- 第1V章 工業意匠の失効と取消
- 第26条 意匠権登録により与えられた権利の失効
- 第27条 工業意匠の取消
- 第28条
- 第29条
- 第V章 財産権としての登録工業意匠
- 第30条 登録工業意匠についての権利の移転

- 第 31 条
- 第 32 条 ライセンス
- 第 33 条 工業意匠の共有権利
- 第 VI 章 工業意匠の出願手続
- 第 34 条
- 第 35 条 工業意匠の出願
- 第 36 条 優先権
- 第 37 条 工業意匠出願の審査
- 第 38 条 登録簿への工業意匠の登録
- 第 39 条 登録簿，公報で公表される工業意匠に関する詳細事項
- 第 VII 章 手続規定
- 第 40 条 管理手続
- 第 41 条 手続の終了
- 第 42 条 期限の不遵守の許容
- 第 43 条 ファイルの閲覧
- 第 44 条 審判手続
- 第 45 条 代理
- 第 VIII 章 最終規定及び経過規定
- 第 46 条 経過規定
- 第 47 条 最終規定
- 第 2 部 改正された法令集法律第 527/1990 号「発明，工業意匠及び合理化提案に関する法律」  
の改正 [ 削除 ]
- 第 3 部 施行
- 第 49 条

## 第1部 工業意匠の保護

### 第1章 工業意匠の保護

#### 第1条

(1) 産業財産庁(以下「庁」という。)は、本法に定める条件を満たす工業意匠を登録簿に登録する。

(2) 著作権法、民法、商標法又はその他の法規により同じ対象に与えられる保護は、本法の規定によって影響されない。

#### 第2条 定義

本法の適用上、

(a) 工業意匠とは、特に、物品それ自体及び/又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、織り方及び/又は材料の特徴から生じる物品の全体若しくは一部の外観を意味する。

(b) 物品とは、コンピュータ・プログラムを除いて、複合物品に組み込まれることを意図された部品、梱包容器、外装、図記号及び印刷用活字書体を含め一切の工業製品又は手工芸品を意味する。

(c) 複合物品とは、交換可能な複数の構成要素から成り分解及び再組立を可能とする物品を意味する。

(d) 意匠創作者とは、自己の創造的活動によって工業意匠を創作した者を意味し、共同意匠創作者とは、工業意匠の創作過程においてその創作活動に参加した者を意味する。

#### 第3条 保護の条件

(1) 工業意匠は、それが新規で固有の特性を有する場合に保護される。

(2) 複合物品の構成要素である物品に体现され若しくは利用されている工業意匠は、次に掲げる要件を満たす場合に新規かつ固有の特性を有するとみなされる。

(a) 構成要素たる物品が、複合物品に組み込まれた後も、当該複合物品の通常の使用形態において外部から視認することができること、及び

(b) 構成要素の視認することができる特徴自体が新規かつ固有の特性を有するとの要件を満たすこと

(3) (2)(a)にいう通常の使用形態とは、保守、点検及び修理の作業を除いて、末端使用者による使用を意味する。

#### 第4条 新規性

工業意匠は、その登録出願日又は優先日より前に同一の工業意匠が公衆に利用可能な状態になっていない場合に新規であるとみなされる。工業意匠は、それらの特徴が重要でない細部においてのみ異なっている場合は同一とみなされる。

#### 第5条 固有の特性

(1) 工業意匠は、それを見る利用者に与える全体的な印象がその工業意匠の登録出願日又は優先日より前に公衆に利用可能となっている他の如何なる工業意匠の与える全体的な印象と

も異なっている場合に固有の特性を有するとみなされる。

(2) 工業意匠の固有の特性を評価する場合は、当該工業意匠の創作における創作者の自由度を考慮するものとする。

#### **第6条 開示**

(1) 第4条及び第5条の適用上、工業意匠は、それが登録後公告されている、展示されている、取引において使用されている又はその他の形で開示されている場合は、公衆に利用可能であるとみなされるものとする。ただし、工業意匠は、それが明示若しくは黙示の守秘条件の下に第三者に開示された場合は、公衆に利用可能になったとはみなされない。

(2) 開示は、保護が求められる工業意匠がその創作者若しくは創作者の権原承継人の提供した情報又は行った行為の結果として、登録出願日又は優先日の前12月の間に創作者、創作者の権原承継人又は第三者によって公衆に利用可能とされたものである場合は、第4条及び第5条の適用上考慮されない。

(3) (2)の規定は、保護が求められる意匠がその創作者若しくは創作者の権原承継人に対する濫用の結果として公衆に利用可能となった場合に適用する。

#### **第7条 技術的機能から要求される工業意匠、相互接続物品の工業意匠**

(1) 工業意匠の登録可能性を評価する場合、工業意匠の技術的機能から必然的に要求される特徴は考慮されないものとする。

(2) 工業意匠の登録可能性を評価する場合、工業意匠が体現され又は利用されている物品が別の物品の中、周囲又は反対側に機械的に接続若しくは設置され、その何れもが機能することができるようにするために正確な形状及び寸法で再現することが必然的に要求される特徴は考慮されないものとする。

(3) 別に第4条及び第5条の要件を満たしている工業意匠の目的がモジュラーシステムにおける相互交換可能な物品の多重的な組合せ若しくは接続である場合は、(2)の規定は適用しない。

#### **第8条 公序良俗又は道徳原則との抵触**

庁は、公序良俗又は道徳原則に反する工業意匠は登録簿に登録しない。

#### **第9条**

庁は、如何なる工業意匠についても、優先権を有する同一の工業意匠が既に登録簿に記載されている場合は登録を拒絶する。

#### **第10条 保護の範囲**

(1) 保護の範囲は、物品の技術的機能から必然的に要求される特徴、及び工業意匠が組み込まれている又は利用されている物品が別の物品の中、周囲又は反対側に機械的に接続若しくは設置され、その何れもが機能することができるようにするために正確な形状及び寸法で再現することが必然的に要求される特徴を除いて、登録されている当該工業意匠の表示(第38条)による。保護の範囲は、見る利用者に異なった全体的印象を与えない一切の工業意匠を含む。

(2) 保護の範囲を評価する場合は、意匠の創作における創作者の自由度を考慮するものとする。

#### **第 11 条 保護の開始と保護期間**

(1) 登録された工業意匠の保護期間は出願日から 5 年間とする。

(2) 登録された工業意匠の所有者は、出願日から最大 25 年間に至るまで、各 5 年間の期間をもって繰り返し保護期間の更新を受けることができる。

(3) 更新の出願は、各 5 年間の最後の 1 年の期間内で、遅くとも、工業意匠の番号及び名称からみて当該工業意匠の出願日に対応する日までにされなければならない。更新の出願を行った場合、工業意匠所有者は、特別の法規に定めるところに従って手数料を納付する義務を負う。手数料が納付されなかった場合、更新の出願はされなかったものとみなす。

(4) 更新の出願が(3)に定める期間内にされなかった場合は、工業意匠所有者は、その提出期限から 6 月間の追加出願期間を認められる。この期間に更新の出願をする場合、工業意匠所有者は 2 倍の金額の更新手数料を納付しなければならない。この追加期間内にも出願がなされない場合又は必要な金額の更新手数料が納付されない場合、工業意匠の保護は、(3)の規定により出願がされるべきであった日に満了する。

(5) (3)の規定による工業意匠保護の更新出願の期限が満了した後に善意で当該工業意匠の実施を始めたか又はそのような実施の真摯かつ有効な準備を行った第三者の権利は、追加更新期間中の出願に基づいてなされた更新によって影響されないものとする。

### **第 11 章 工業意匠についての権利**

#### **第 12 条 工業意匠を受ける権利**

(1) 工業意匠を受ける権利は、その創作者又は創作者の権原承継人に属する。共同創作者は、工業意匠の創作に参加した程度に応じた範囲で当該工業意匠を受ける権利を有する。

(2) 工業意匠の出願は、工業意匠を受ける権利を有する者(以下「出願人」という。)が行うことができる。

#### **第 13 条 従業者工業意匠**

(1) 創作者が、工業意匠を雇用関係、社員関係又はその他類似の関係(以下「雇用関係」という。)に基づく義務を履行するために創作した場合、その工業意匠を受ける権利は、当該雇用関係の基礎となる契約に別段の規定が置かれていない限り、創作者に工業意匠の創作を命じた主体(以下「使用者」という。)に帰属するものとする。ただし、創作者であることの権利は影響を受けない。

(2) (1)に規定する雇用関係に基づき工業意匠を創作した者は、直ちにその旨を書面により使用者に通知し、かつ、その工業意匠を評価するのに必要な書類を使用者に提出する義務を負う。

(3) 使用者が、工業意匠の創作についての通知を受けてから 3 月以内に創作者に対して当該工業意匠についての権利主張を行わない場合は、その権利は創作者に戻るものとする。この期間中、使用者と創作者は共に、当該工業意匠を第三者との関係で守秘する義務を負う。また、使用者は、当該工業意匠を受ける権利が創作者に渡った日から更に 1 月間、その工業意

匠について守秘義務を負う。

(4) 雇用関係の中で工業意匠を創作した者は、使用者がその工業意匠についての権利主張を行った場合、使用者から適正な報酬を受ける権利を有する。報酬の額を決定するにおいては、当該工業意匠の使用若しくは利用によって得られる利益、及び当該工業意匠の創作における使用者の寄与や創作者に割り当てられた作業の範囲が考慮されるものとする。既に支払われた報酬の金額が、その後の工業意匠の使用若しくは利用によって得られた利益と明らかに均衡しなくなった場合、創作者は報酬の追加を請求する権利を有する。

#### **第 14 条**

第 13 条に規定する権利と義務は、使用者と創作者の間の雇用関係の終了によって影響を受けない。

#### **第 15 条 工業意匠を受ける権利に関する紛争**

- (1) 工業意匠を受ける権利に関する紛争は、裁判所によって決定されるものとする。
- (2) 工業意匠登録から 2 年間は、正当な出願人又は登録工業意匠所有者を確認するための訴訟の提起が認められる。ただし、これは出願人が善意の行為者でない場合は適用されない。

#### **第 16 条 保護の剥奪と登録変更**

- (1) 第 12 条との関係で意匠権がその所有者となっている者に帰属していないとの判決がなされた場合、庁は、請求を受けてその者から保護を剥奪する。
- (2) 判決において意匠権所有者であると認められた者及びその権原承継人のみが、(1)に定める保護剥奪の請求を行うことができる。
- (3) 第 12 条の規定により意匠権所有者による請求があった場合、庁は、この者を工業意匠所有者として登録する。工業意匠所有者が登録の変更を請求するには、判決書を添付しなければならない。
- (4) 工業意匠所有者登録変更の請求が(3)に従って提出されない場合、庁は職権で当該工業意匠登録を登録簿から取り消す。

#### **第 17 条 意匠権に関する紛争における判決の効果**

- (1) 第 16 条(3)の規定に基づき工業意匠所有者の登録が登録簿になされた場合、元の登録工業意匠所有者に与えられていたライセンス及びその他の権利は効力を失う。
- (2) 元の登録工業意匠所有者又はこの者から工業意匠のライセンスを取得した第三者が第 15 条(2)に規定する訴訟の提起より前に当該工業意匠の実施を開始しているか又は開始の真摯な準備を行っている場合は、これらの者は、正当な工業意匠所有者から工業意匠所有者の登録変更の通知を受けた日から 2 月以内に通常条件による非排他的ライセンスの申込をすることを条件に、当該工業意匠の実施を継続することができる。ただし、このことは、元の登録工業意匠所有者又はこの者からライセンスを得た第三者が善意の行為者でない場合は適用されない。

#### **第 18 条**

意匠創作者は、自己の名称を工業意匠の願書及び登録簿に記載される権利を有する。

### 第 III 章 工業意匠登録の効果

#### 第 19 条 意匠権登録によって与えられる権利

(1) 工業意匠の登録により、当該工業意匠所有者に、工業意匠を実施し、自己の同意を得ないで第三者が工業意匠を実施することを抑止し、工業意匠実施の同意を与え、及び意匠権を譲渡する排他権が生じる。ここで、工業意匠の実施とは、特に、意匠が体現され又は利用されている物品の製造、販売申出、市場への供給、輸出入及び使用、並びにこのような物品にかかる目的の下に保管することを意味する。

(2) 意匠権登録によって与えられる権利は、出願日から効力を生じるものとする。登録された工業意匠が公衆に利用可能なものとされていない場合、工業意匠所有者は、その工業意匠が善意で実施されていない場合に限って、登録に基づく自己の権利を第三者に主張することができる。

#### 第 20 条 権利の侵害、侵害の虞

(1) 登録された意匠権を無権限者が侵害する場合、工業意匠所有者はかかる侵害の差止及び侵害結果の除去を裁判所に請求することができる。かかる侵害によって損害が発生した場合、工業意匠所有者はその賠償を求める権利を有する。この損害賠償については民法の規定が適用される。侵害によって生じる損害が軽微な場合は、工業意匠所有者は、金銭賠償の形を含む適正な賠償のみを求めることができる。

(2) 工業意匠所有者は、生産され又は市場に出されることによって本法によって保護された権利を侵害し又は侵害する虞を生じさせる物品、及び本法によって保護された権利を侵害し又は侵害する虞を生じさせる活動に専ら又は主に使用されている若しくは使用を意図されている材料及び装置を破壊するよう侵害者若しくは侵害の虞を生じさせている者に命じることを裁判所に請求することができる。かかる請求がなされた場合において、問題の物品が請求の相手方とされた者の占有にない場合又は破壊が権利の侵害若しくは侵害の虞に比して過度なものでありそのような侵害若しくは侵害の虞が他のより軽度な手段で除去することができる場合は、裁判所は破壊の命令を出さない。

#### 第 21 条 情報を求める権利

意匠権登録によって権利を与えられた者は、自己の権利を侵害し若しくは侵害の虞を生じさせる者に対し、自己の意匠を体現し又は利用する物品の供給元を、その市場ルートも含め知らせよう求める権利を有する。ただし、このような情報の提供が侵害若しくは侵害の虞に比して過度な場合は、裁判所はかかる情報の提供を命じない。

#### 第 22 条

(1) 意匠権登録によって与えられた権利の侵害に関する仮の命令の発出の請求を受けた場合、裁判所は、工業意匠所有者に与えられたかかる権利の濫用を防止するために、当該請求の相手方である者が被る可能性のある損害を填補するのに十分な金額の保証金を供託するよう請求人に命じることができる。

(2) 仮の命令発出の権限を有する裁判所は、

(a) 仮の命令発出の請求があった日から遅くとも7日以内に(1)に述べる保証金の供託を命じ、

かかる保証金の供託があったことを確認した後遅くとも7日以内に仮の命令発出の請求に対する決定を行うか、又は

(b) 請求後遅くとも7日以内に仮の命令発出の請求について決定を行う。

### **第23条 意匠権登録により与えられる権利の制限**

(1) 意匠権登録により与えられる権利は、次に掲げる行為については主張することができない。

(a) 第三者が非商業目的で行う行為

(b) 第三者が実験目的で行う行為

(c) 第三者が例示若しくは教育目的で行う行為。ただし、これらの行為が公正な取引慣行に反することなくかつ当該意匠の正常な実施を不当に害することがないと同時に、活動主体が明らかにされることを条件とする。

(2) 更に、意匠権登録により与えられる権利は、次に掲げる事項については主張することができない。

(a) 外国籍の船舶若しくは航空機がチェコ共和国の領域内に一時的に入る場合におけるこのような船舶若しくは航空機の装置

(b) このような船舶若しくは航空機の修理の目的でなされるチェコ共和国への予備部品や付属品の輸入

(c) そのような船舶若しくは航空機の修理の実施

### **第24条 権利の消尽**

(1) 意匠権登録により与えられる権利は、保護対象の工業意匠が体现され又は利用されている物品に関する行為については、かかる物品が当該意匠権の所有者自身によって又はその同意の下にチェコ共和国の市場に出された後には及ばない。

(2) 意匠権登録により与えられる権利は、保護対象の工業意匠が体现され又は利用されている物品に関する行為については、これら物品が当該意匠権の所有者自身によって又はその同意の下に欧州共同体の市場に出された後には及ばない。

### **第25条 先使用者の権利**

(1) 意匠権登録により与えられる権利は、第三者が、当該工業意匠の登録出願日若しくは優先日より前に、チェコ共和国の領域内での登録に基づく当該意匠権の保護の範囲内にある工業意匠で当該登録工業意匠とは独立に創作したものの使用を開始しているか又はその使用の真摯な準備を行っていることを証明することができる場合は、かかる第三者には及ばない。このような第三者は、当該工業意匠のかかる先使用若しくは使用準備がなされている自己の事業活動においてその工業意匠を使用することができる。

(2) 先使用者の権利は、工業意匠の先使用若しくは使用準備に係る自己の事業若しくはその一部と切り離して移転することはできない。

## **第IV章 工業意匠の失効と取消**

### **第26条 意匠権登録により与えられた権利の失効**

意匠権登録により与えられた権利は、次の場合に失効する。

- (a) 保護の有効期間が満了した場合、又は
- (b) 意匠権所有者が権利を放棄した場合。これについては、意匠権は、権利放棄が登録簿に登録された日に失効する。かかる工業意匠に第三者の権利が付帯している場合、庁は、かかる第三者に意匠権所有者の権利放棄の意思が通知されたことの証拠を意匠権所有者が庁に提出しない限り当該工業意匠の失効の登録を指示してはならない。

## 第 27 条 工業意匠の取消

(1) 庁は、次の場合、工業意匠登録の登録簿からの取消を命じる。

- (a) 工業意匠が第 2 条に述べる工業意匠の定義に該当していない場合、又は
  - (b) 工業意匠が本法第 3 条から第 8 条までに定める要件を充足していない場合、又は
  - (c) 工業意匠所有者が第 12 条に定める権利者に該当していない場合、又は
  - (d) 工業意匠が、チェコ共和国において、優先権を伴ってなされている別の工業意匠登録によって保護されている場合、又は
  - (e) 工業意匠に使われている顕著な標識の所有者が、当該工業意匠の優先権発生日より前に当該標識の使用を禁止する権利を取得している場合、又は
  - (f) 意匠が著作権により保護されている作品を無権限に使用している場合、又は
  - (g) 意匠が産業財産の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という。)第 6 条の 3 に列挙されているものの何れか、又はパリ条約第 6 条の 3 に列挙されているもの以外で関係締約国の特別の公共利益に係る何らかの象徴的標識、旗章又は盾紋章を不当に使用している場合
- (2) (1)(c)による登録取消の請求は、裁判所の判決により第 12 条に基づき当該工業意匠の登録出願を行う権利を有すると認められた者のみが行うことができる。
- (3) (1)(d)から(f)までによる取消の請求は、影響を受ける権利の所有者のみが行うことができる。
- (4) (1)(g)に定める取消理由は、不当使用によって権利を害される人若しくは団体のみが主張することができる。
- (5) 登録された工業意匠が(1)(b)又は(e)から(g)までの何れかの規定に基づいて取り消されるべき場合、登録は部分的にも取り消すことができる。
- (6) 取消の請求人が法的な利益を証明する場合、登録の取消は、登録の効力が満了した後にも行うことができる。

## 第 28 条

登録簿における工業意匠登録の取消は、当該工業意匠が始めから登録簿に登録されていない場合と同じ効力を生じる。

## 第 29 条

- (1) 登録簿における工業意匠登録の取消の請求は、書面の形で庁に提出することによって行う。取消の請求書にはその根拠を記載すると共に、それが依拠する証拠品目を同時に提出しなければならない。取消の理由及びそれに伴う証拠の種類は後に付加することはできない。
- (2) 庁は、意匠権の所有者に対して、所定の期限内に取消請求に対する見解を表明する機会を与えるものとする。

(3) 意匠権の所有者が取消請求に対する見解を表明しない場合，かかる意匠権所有者は，登録の取消決定に対して異議を申し立てることができない。

## 第V章 財産権としての登録工業意匠

### 第30条 登録工業意匠についての権利の移転

- (1) 登録工業意匠についての権利の移転は書面契約によって行われなければならない，かかる移転は，それが工業意匠登録簿に記載された時から第三者に対する効力を認められる。
- (2) 登録簿に移転の記載がなされるまで，法的承継人は，意匠権登録に基づく権利を第三者に主張することができない。

### 第31条

- (1) 登録された工業意匠について質権を設定することができる。質権の設定は登録簿への登録によって行うものとする。
- (2) 登録された工業意匠は，決定に基づく執行の対象となる。

### 第32条 ライセンス

- (1) 登録工業意匠の実施への同意(ライセンス)は，ライセンス契約によって与えられるものとする。
- (2) ライセンスは，排他的又は非排他的に設定することができる。
- (3) ライセンス契約は，それが工業意匠登録簿に登録されることによって第三者に対抗することができる。
- (4) 商法の規定がライセンス契約及びそれらによる関係に適用されるものとする。

### 第33条 工業意匠の共有権利

- (1) 意匠権の登録によって与えられる権利が複数の者(以下「共有者」という。)に属する場合，これらの者の間の関係は，所有権の共有に関する規則によって規律される。
- (2) 共有者間で別段の合意がなされない場合は，それらの各々が工業意匠を実施する権利を有する。
- (3) 別段の合意がなされない限り，ライセンス契約を有効に締結するためには共有者全員の同意を必要とする。共有者は，各々が意匠権の侵害若しくは侵害の虞に対して独立して請求を行うことができる。
- (4) 登録工業意匠についての権利の移転には共有者全員の同意を必要とする。共有者は，共有者の何れかに移転する場合にのみ他の共有者の同意なしに自己の共有持分の移転を行うことができるが，何れの他の共有者も共有持分の移転の書面による申出を1月以内に受諾しない場合に限り，自己の共有持分を第三者に移転することができる。

## 第VI章 工業意匠の出願手続

### 第34条

工業意匠の出願は書面により庁に対してなされるものとする。

### 第 35 条 工業意匠の出願

(1) 優先権が認められるためには、工業意匠の出願には次に掲げる事項が含まれなければならない。

(a) 登録簿への工業意匠登録の請求

(b) 出願人が個人の場合は、出願人の姓名若しくは事業名及び住所若しくは事業の本拠地、出願人が法人の場合は、商号若しくは名称及び登録された営業所の住所

(c) 登録を求める各工業意匠について、その特徴が明確に認識され複製を作成することを可能とする表示

(2) 出願には更に次に掲げる事項が含まれなければならない。

(a) 工業意匠の名称

(b) 工業意匠が体现され又は利用されている物品の指定(工業意匠の国際分類による当該物品の類を含む。)

(c) 意匠創作者の姓名、又は意匠創作者が自己を表記される権利を放棄した旨の出願人による表明

(3) 出願には更に次に掲げるものが含まれなければならない。

(a) 表示の説明

(b) 第 38 条(4)に基づく工業意匠の公告を遅らせる請求

(4) 出願においては、1 工業意匠の登録を求めること(単一工業意匠出願)もまた複数の工業意匠の登録を求めること(多重工業意匠出願)も可能である。装飾から構成される複数の工業意匠を除いて、多重工業意匠出願は、工業意匠の国際分類における 1 の類に含まれる複数の工業意匠についてのみ行うことができる。

(5) 多重工業意匠出願を行うには、登録を求める複数の工業意匠の一覧を提出しなければならない。

(6) 工業意匠の出願に含まれるべき(2)(a)及び(b)並びに(3)(a)の詳細事項の内容は、工業意匠自体から得られる保護の範囲に影響を与えない。

### 第 36 条 優先権

(1) 工業意匠出願に第 35 条(1)に掲げるすべての要件が含まれている場合は、出願人に対して出願日に優先権が生じる。

(2) 出願人は、パリ条約に基づく優先権を出願日から 1 月の期限内に主張するものとし、庁が求めにより、その定める追加期間にかかる優先権を証明しなければならない。これに従わない場合、庁はパリ条約に基づく優先権の主張を考慮しない。

(3) (2)に規定する優先権は、パリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国における保護を求める工業意匠出願について主張することができる。最初の工業意匠出願がなされた国がパリ条約の締結国でも世界貿易機関の加盟国でもない場合は、かかる国での出願に基づく優先権は相互主義に基づいてのみ認めることができる。

### 第 37 条 工業意匠出願の審査

(1) 庁は出願を審査に付する。

(2) 出願の願書が第 35 条(1)及び(2)に規定する要件を満たしていない場合、庁は、出願人に対して所定の期間内に不備を修正するよう求めるものとする。

(3) 不備が第 35 条(1)に規定する要件に係るものであって、出願人がその不備を所定の期間

内に修正した場合は、補正書が提出された日を出願日とみなすものとする。これがなされない場合は、その出願はされなかったものとみなされる。

(4) 出願人が第 35 条(2)に規定する要件の不備を所定の期間内に修正しない場合、庁は、当該工業意匠出願についての手続を終了する。

(5) 登録簿に登録がなされるまで、出願人は多重工業意匠出願を分割することができる。この場合、原出願に伴った優先権は分割出願に維持される。ただし、分割出願が原出願に記載された工業意匠のみを含む場合に限る。

(6) 出願の対象が第 2 条による工業意匠の定義に該当しない場合、又は工業意匠が第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条から第 9 条までの規定に基づく登録要件を満たさない場合、庁は、かかる出願について拒絶する。拒絶の決定を行う前に、庁は、拒絶の理由について出願人に所見を述べる機会を与えなければならない。

### 第 38 条 登録簿への工業意匠の登録

(1) 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条から第 9 条までにいう登録を拒絶する理由が存在しないときは、庁は、登録出願のなされた工業意匠を登録し、出願人に登録証を交付する。

(2) 登録簿への工業意匠の登録と同時に、庁は登録された工業意匠を公告する。

(3) 庁は、登録簿への工業意匠の登録を庁の公報(以下「公報」という。)によって公告する。

(4) 出願時に出願人が、出願日又は優先日後 30 日を越えない範囲で工業意匠の公告を遅らせることを請求する場合、庁は、出願人が公告延期を請求した期間が経過するまでは、登録された当該工業意匠を公告してはならない。(3)に基づく登録の公告と共に、庁はかかる登録工業意匠公告の延期を通知する。

(5) 意匠権によって与えられた権利の登録より前の侵害についての救済を求める訴訟は、訴訟で被告となる者が登録簿及び工業意匠の出願に係る文書に記載された情報を知っていたことを条件としてのみ開始することができる。

### 第 39 条 登録簿、公報で公表される工業意匠に関する詳細事項

(1) 庁は工業意匠登録簿を保有し、登録された工業意匠に関する重要な詳細事項をそれに記録する。

(2) すなわち、工業意匠に関する次に掲げる事項が登録簿に記載される。

(a) 登録(証)番号

(b) 登録日

(c) 工業意匠の公告日

(d) 工業意匠の名称、及び多重工業意匠出願の場合はその数

(e) 出願日及び出願の参照記号

(f) 意匠が体現され又は利用される物品の名称(工業意匠の国際分類による当該物品の類を含む。)、及び多重工業意匠出願に基づき登録された工業意匠の場合はそれらの一覧

(g) 工業意匠の出願人(姓名、事業名又は商号)、その住所(事業の本拠地)、及び代理人

(h) 工業意匠の所有者(姓名、事業名又は商号)、その住所(事業の本拠地)、及び代理人

(i) 意匠創作者

(j) 工業意匠の譲渡

(k) ライセンス

- (l) 登録簿の工業意匠の取消
- (m) 保護の剥奪又は登録変更
- (n) 工業意匠についての質権の設定と終了
- (o) 工業意匠保護期間の更新
- (p) 保護の消尽

(3) 庁は、工業意匠の登録その他の工業意匠保護に関する詳細事項、及び関係する基本的性質の公の通知と決定を公報で公告する。

## 第 VII 章 手続規定

### 第 40 条 管理手続

(1) 庁における手続については、本法に定める事項、並びに手続の停止、名誉の宣言、決定の遅延及び不作為の場合の措置に関する規定を除き、管理手続法に定めるところによる。庁への手続はチェコ語で行う。

(2) 庁は、本法に定める手続に関連して行われる行為について、特別の法規に基づく手数料を徴収する。

(3) 出願人は、手続経費の保証金を供託しなければならない。保証金は、管理手続開始の請求が正当化されることを証明した場合は出願人に払い戻されるものとする。保証金は総額で 2,500 CZK までとする。

### 第 41 条 手続の終了

(1) 手続当事者が庁の要求に応じない場合は、庁は手続を終了することができる。手続の終了は手続当事者に通知される。

(2) 庁は、手続当事者が請求した場合にも手続を終了させることができる。手続終了の請求は、取り下げることができない。

### 第 42 条 期限の不遵守の許容

(1) 庁は、不遵守の理由がなくなった日から 2 月以内に手続当事者が請求する場合は、正当な理由に基づく期限の不遵守を許容することができる。ただし、怠った行為がその期間内に履行されていることを条件とする。

(2) 期限の不遵守は、行為を履行すべきであった期間の満了から 1 年の期間の満了後は許容することができない。また、優先権の主張と工業意匠の公告を遅らせる請求(第 35 条(3)(b))の期限の不遵守も許容することができない。

(3) 遵守すべきであった期限が満了した日から不遵守が許容された日までの間に第三者が取得した権利は影響を受けない。

### 第 43 条 ファイルの閲覧

(1) 庁は、第三者がファイルを閲覧するのを認めることができる。ただし、第三者が当該閲覧についての法的な利益を証明することを条件とする。登録簿への工業意匠登録がなされる前は、意匠創作者、出願人、優先権に関する詳細事項、工業意匠出願の名称及びその参照記号のみを第三者に知らせることができる。

(2) 工業意匠の公告が遅らされている場合，工業意匠登録後，実際に工業意匠が公告されるまでの間，庁は，工業意匠所有者から意匠権侵害者と主張された者に対してのみファイルの閲覧を許すものとする。

#### **第 44 条 審判手続**

(1) 第 42 条に基づく期限の不遵守の許容に関する決定を除き，庁が下した決定に対しては，その送達から 1 月以内に審判請求することができる。

(2) 審判に関する決定は，庁の長官が設けた専門家委員会による提案に基づき，庁の長官が行う。

#### **第 45 条 代理**

チェコ共和国の領域内に住所も事業の本拠地も有していない者は，庁への手続において，弁理士若しくは弁護士によって代理されなければならない。

### **第 VIII 章 最終規定及び経過規定**

#### **第 46 条 経過規定**

(1) 本法の施行前に決定に至っていない工業意匠の出願は，本法に従って処理されるものとする。登録簿への工業意匠登録の要件が充足されているか否かは，出願時点で施行されている法の規定により決定されるものとする。

(2) 本法の施行前に登録がなされた意匠権から発する諸関係は，本法の規定に従わなければならない。ただし，それら諸関係の発生及びそれらから生じる請求は，当該諸関係発生時の規則に準拠して判断されるものとする。

(3) 本法の施行前に開始された決定手続は，従前の規則に従って終了されるものとする。

(4) 従前の規則に従って秘密にされた工業意匠の取扱いは，従前の規則の定めるところによる。

#### **第 47 条 最終規定**

(1) 本法に規定されない事項については，民法の規定が合理的に適用される。

(2) ライセンス契約には，商法の規定が適用される。

第 2 部 改正された法令集法律第 527/1990 号「発明，工業意匠及び合理化提案に関する法律」の改正 [ 削除 ]

### **第 3 部 施行**

#### **第 49 条**

本法は、第 24 条(2)を除いて、2000 年 10 月 1 から施行される。第 24 条(2)の規定は、チェコ共和国の欧州連合への加盟に関する協定の施行日から施行される。